

報 道 各 位

新潟市介護保険課

介護保険給付費の算定誤りについて

このことについて、加算算定に誤りがありましたので公表します。

1 概 要

平成 27 年度から新潟市が「中山間地域等における小規模事業所加算」の対象地域から除かれたが、引き続き事業所加算の届け出を受理し、10%を加算して事業所に介護保険を給付していたことが、事業所からの問い合わせにより平成 30 年 4 月に判明した。これに伴い、該当する事業所の利用者が 10%多く利用料を支払っていた。

2 原 因

「中山間地域等における小規模事業所加算」の要件は地域区分「その他の地域」かつ「豪雪地帯」である。平成 27 年度の介護報酬改定において、新潟市の地域区分が「その他の地域」から新設された「7 級地」に変更され報酬単価が上がったが、このことが小規模事業所加算に影響するという認識がなく、非該当とすべきところを引き続き給付していた。

3 期 間 平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月まで（3 年分）

4 対象者

(1) 利用者

- ① (介護予防) 訪問介護、(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 福祉用具貸与の利用者 268 人
- ② 事業所から利用者への返還額：696,652 円（1 人当たり約 2,600 円）

(2) 事業所

- ① (介護予防) 訪問介護、(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 福祉用具貸与、居宅介護支援の 36 事業所（重複有）
- ② 事業所から市への返還額：18,620,426 円（1 事業所当たり約 517,000 円）
※金額は今後の精査により変更する場合があります

5 今後の対応

利用者に対しては、速やかに市からお詫びの文書の送付と返還手続きを進める。事業所に対しては、速やかに市から過誤調整（返還）を依頼する。再発防止策としては、注意事項として記録を残し、改定時の注意喚起に努めるとともに、改定による影響や事務処理について国・県への確認を徹底する。

問い合わせ

新潟市福祉部介護保険課

☎ 025-226-1259（直通）